

国民政府の対日戦後処理方針の実際

——戦犯問題と賠償問題

和田 英穂

I はじめに

近年、各方面での資料公開にともなって、戦後史を編む作業が活発になりつつある。日中・日華関係史を考える上で、1949年がひとつの大きな分岐点として考えられてきたが、1952年、あるいは40年代～50年代を重視する動きが出始めている。しかし、戦後史のスタートである肝心の戦後処理そのものに関する研究は、依然として掘り下げが足りない部分が少なくない。本論のメインテーマである戦犯問題もそのひとつである。

戦犯問題は賠償問題とともに戦後処理問題のふたつの大きな軸であり、国民政府の戦後政策にとっても重要な要素のひとつであった。賠償問題に関しては、殷燕軍『中日戦争賠償問題』（お茶の水書房、1996年）や袁克勤『アメリカと日華講和』（柏書房、2001年）などによって研究が進み、賠償請求の戦時中から戦後、平和条約交渉にいたる経緯、賠償問題の位置付けについても詳しく触れられている。しかし、もうひとつの軸、戦犯問題に関する研究は、戦犯裁判そのものの研究も少なく¹⁾、国民政府の対日戦後処理あるいは戦後政策における位置付け、そして平和条約交渉における扱いについてもほとんど見られない。そこで、本論では、戦犯問題が対日戦後処理方針の中で実際にどのように機能したのか、賠償問題との比較などを通じ考察を試みたい²⁾。

II 対日戦後処理方針

——「以德報怨」と賠償問題・戦犯問題

ここでは、しばしば国民政府の基本的な対日戦後処理方針として挙げられる「以德報怨」、そして戦後処理の二大軸「賠償問題」と「戦犯問題」について、どのような方針で進められたのか見てみたい。

1 「以德報怨」

【蔣主席為日本投降対全国軍民及世界人士廣播詞】³⁾

全国軍民同胞たち、全世界の平和を愛する人々よ、我々の「正義は必ず強権に勝つ」という真理がついに事実であるという証明を得ることができた。

（中略）今、我々の抗戦は勝利した。しかし、まだ最終的な勝利とは言えない。我々の勝利に含まれている意義は、ただ世界の正義が一つの戦いに勝ったということのみではなく、私は全世界の人類と全国同胞たちがこの戦争によって世界の文明国の参加する最後の戦争になることを希望していると信ずる。もし、この戦争が人類歴史上最後の戦争になるならば、我々同胞たちは形容し難い惨禍と屈辱を受けたが、皆が決してこの代価の大小と収穫の遅速は問題にはしないことを信ずる。

（中略）全国同胞たちよ、「不念旧惡」（訳注：旧惡を念はず）および「與人為善」（訳注：人に善を為す）は我々民族の伝統において至高の徳行であることを知らなければならない。我々は一貫して日本の武力をほしいままにしてきた軍閥を敵とみなし、日本の人民を敵とはしていない。今敵軍は既に我々同盟国により打倒された。我々は当然厳しく彼らに全ての投降条件を執行させなければならないが、我々は報復を考えてはならない。さらに敵国の無辜の人民に屈辱を与えてはならない。我々は彼らがナチスの軍閥によってあそばされ駆り立てられたことに対して同情し、そして彼らを間違いと罪惡から解放したねばならない。もし暴力を以って敵国のこれまでの暴行に応え、屈辱を以ってそれまでの間違いの優越感に応えるならば、互いに怨みを報い合い、永遠に終わりが無くなるであろう。これは決して我々仁義の師の目的ではないことを我々は知らねばならない。これは軍民同胞一人ひとりが今最も注意しなければならないことである。

(中略) 最も難しい任務は、ファシスト・ナチス軍閥国家の間違った指導を受けた人々に自らの間違いと失敗を認めさせ、且つ我々の三民主義を理解させ、そして公平で正当なる競争は彼らの武力略奪と強権恐怖の競争と比べ人道的要求に合っていることを認めさせることである。これが正に我々中国と連合国の今後の難しい課題の一つである。

これが日本の敗戦の際1945年8月14日のラジオ放送で、蒋介石が発したいわゆる「以德報怨」声明である。「報復を考えてはならない」「失敗を認めさせなければならない」、とするこの内容は、その後の国民政府の対日戦後処理方針である寛大政策の原点とされた。

蒋介石によるこの声明が対日戦犯処理の基本的原則となることは、その内容からも自然な成り行きであったが、最初にこのことを公式に確認したのは1946年10月の「戦争罪犯処理委員会対日戦犯処理政策会議」⁴⁾と思われる。この会議には国防部長白崇禧部長、林蔚次長、司法行政部から謝冠生部長、楊兆龍司長、外交部から王世杰部長、楊雲竹司長、行政院秘書処から蔣夢麟秘書長、極東分会から王化成秘書長など戦犯処理に関する主な機関の長官など全てが集まっていた。会議の主席を務めた白崇禧は会議の冒頭で、集会の目的は対日戦犯処理政策の決定であると述べ、その原則を次のような内容で確認した。

蔣主席は日本に対する放送において、すでに我国の戦後対日政策について掲示されている。この「仁愛寛大」「以德報怨」の精神は中日両国の永遠なる平和の基礎を築くことにあり、日本戦犯の処理もまたこの公示に従うべきである。また、連合国はニュルンベルクの主要戦犯の処置において教育的な懲戒政策を採り、マッカーサー将軍が対日管制において人心の収攬を重視していることは、我国の寛大精神に符合する。(中略) 重要戦犯審査会議の際、主管機関が提出したリスト100余のうち、主席が承認したのはわずかに30余であり、その処理が寛大かつ慎重であることを知ることができる。⁵⁾

白は「以德報怨」にもとづく寛大政策によって戦犯処理を実施することをここに確認したのである。また、寛大政策は連合国の戦犯処理やGHQの対日政策とも符合すると強調し、歩調を合わせていくことも確認している。

一方、「以德報怨」のその寛大政策によって対日賠償請求も放棄したとされてきたが、近年の研究成果によって、日華平和条約締結直前まで賠償実現の可能性について調査し、議論が交わされていたことが明らかになっている。

「以德報怨」は画期的な内容であったが、そこには特に依然として中国国内に強大な武力を有していた日本軍の迅速な撤退を実現するべく世論を抑える意図があったことが指摘されている⁶⁾。また、国民政府は戦犯裁判の早期終結方針と証拠不足を当初から認識しており、戦犯裁判が理想的には進まないことを予測し、他方賠償請求が不調であった現実からも、国民の反感を未然に抑える意図があったこともうかがえる。

「以德報怨」の寛大政策によって賠償請求が放棄され戦犯処理が寛大に行われた、と直接関連付けるにはそこに至る過程があまりにも複雑であり、さまざまな背景、要素などを考慮しなければならないだろう。ただ、「以德報怨」には他国の戦後処理には見られない画期的、かつ寛大な内容を含み、少なくとも戦犯処理の基本方針として位置付けられ、審理を進めるにあたりひとつの重要な指標となったことは明白である。

2 「賠償問題」

賠償問題に関しては前掲殷燕軍『中日戦争賠償問題』などに詳しいので、ここではそれらの研究成果を参考に簡単に紹介するにとどめておく。

国民政府は戦時中(1943年)から戦争被害の調査を開始し、米英とも協議を繰り返し、ポツダム宣言において実物による賠償を実施することを確認した。しかし戦後に至っても遅々として実施されない実物賠償をめぐる、早期実施を求め国民政府はアメリカと交渉を続けることを余儀なくされた。一方、最大の被害を蒙った中国国内では賠償金を求める動きは根強く残っていたが具体的な賠償規定が設けられなかったために、連合諸国、特にアメリカとの細かい交渉が必要とされ、更には中国国内の内戦と東西冷戦の急激な展開によって、その内容は二転三転していた。

戦後初期の賠償方針の主な内容は、軍事産業を破壊し、これらの工業設備を賠償品とさせることとされ、賠償物の範囲は中国国内の日本資産の完全押収および日本国内にあるさまざまな設備(例えば、軍需工業、重工業、商船など)の多くをもって賠償とするなど他国に比べ厳しいものであった。一方アメリカの賠償方針は、「対日経済政策の一環として、1. 非軍事化、2. 日本経済の維持のもとでの賠償、3. 占領軍負担の

軽減、4. 中国、フィリピン等関係諸国の経済復興等」と結びつき、「現金や生産物の賠償を避け、取り立ての中心を軍需工業の余剰産業設備におき、さらに総額を支払国の経済自立を不能にしない程度に抑える」という基本原則であり、中国などへの賠償問題は「二次的なもので、米国の対日政策全般に左右されやすいものになっていた」⁷⁾。

その後、国民政府が内戦で次第に劣勢に立たされていくと、中国への賠償＝共産主義への援助になりかねなく、アメリカのアジアの共産化を防ぐ戦略は、中国から日本へその重点が移っていった。そこで、日本を対共産主義の基地にすべくその復興が急がれる中、事実上対日戦後処理を牛耳っていたアメリカによって、連合国の賠償方針は大きく「無賠償原則」へ転換させられたのである。

アメリカの方針転換に対し国民政府は当然猛烈に抗議するも、当時の置かれた非常に厳しい状況からして、アメリカに追随するしかなかった。1949年12月には大陸の実効支配を失った国民政府は、講和会議参加すら危ぶまれる状況に陥り、「無賠償原則」を受け入れ、せめて講和に参加し、「四大国」の地位を確保しようとした。しかし、結局はアメリカが中華人民共和国をいち早く承認したイギリスの意向に沿う形で、「中国」は講和不参加となり、国民政府はその後、日本との二国間交渉を余儀なくされていったのである。

3 「戦犯問題」

国民政府の対日戦犯処理方針は、戦時中から以下のように連合諸国との協議を繰り返しながら、早くから進められていた。

1941年10月25日「ルーズベルト米大統領とチャーチル英首相による宣言」

(ドイツの残虐行為を指摘し)「これらの犯罪の懲罰は今や主要な戦争目的の一つに数えられるべきである」

1942年1月13日「セント・ジェームス宮殿の宣言」

「組織された裁判の手続きによって、これらの犯罪につき有罪で有責な者たちを処罰することを主要な戦争目的のなかに入れる」(後にこの宣言には中国とソ連も同意し、戦争犯罪人を処罰することはアジアを含めた連合国の戦争目的の一つとして位置付けられた。)

1945年7月26日「ポツダム宣言」

「われわれの俘虜を虐待した者を含む一切の戦争

犯罪人に対しては、厳重な処罰が加えられるべきものとする」

1945年8月8日「欧州枢軸諸国の重大戦争犯罪人の訴追および処罰に関する協定」(「ロンドン協定」)

「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が定式化、「国際軍事裁判所条例」も制定

いわゆるBC級戦犯を各国内の法廷で裁くことが決まっていたことで、終戦後直ちに戦犯裁判を実施する必要があった。規定の曖昧だった賠償とは異なり、ロンドン協定で戦争犯罪の認定基準が大筋で定められており、中国でも以上のような動きに合わせて早い段階から調査が開始され、関連法規の整備とともに戦犯訴追の準備を始めていた。

中国における戦争犯罪に関する調査は1941年には開始されており、日本側の命令書などを含め証拠資料の収集にあたった。1944年には更に詳細な調査方法が定められ、徹底的な証拠収集を図るも、戦時中の敵方の命令書を収集することは困難を極め、終戦後も日本軍によってその多くが処分されるか持ち帰られてしまい、一次資料的な証拠は不足していた。その後、この証拠不足の状況は裁判期間中変わることなく、中国法廷の進行を難しくしていた。ところで、この調査段階から裁判初期における戦争犯罪の認定基準は、連合国の戦犯処理の統括組織だった戦争犯罪調査委員会(The United Nations War Crimes Commission)が主にドイツに向けて定めたものであった。そして、この基準をもって国民政府は戦犯裁判の関連法規(例えば1945年11月制定の「戦争罪犯審判弁法」「戦争罪犯審判弁法施行細則」など)を定めるも、量刑を明確にせず、既存の国内刑法によるとした。つまり、対ドイツの認定基準をもって日本の戦争犯罪調査を行い、裁判初期にはその基準をもって、国内刑法の量刑にしたがって判決を下したのである。

こうした矛盾点を抱えたまま1945年12月に中国法廷は開始されるも、やはり審理方法や判決基準にばらつきが生じた。この状況を改善すべく制定されたのが1946年10月公布の「戦争罪犯審判条例」(以下戦犯裁判条例)であり、中国における日本の戦争犯罪に則した認定基準も設け、明確な量刑も定めた。以後、この条例が中国法廷の基礎的法規になり、裁判の矛盾点はある程度改善され、裁判は進められた。また、同時期に戦犯処理に関して重要なふたつの方針が確認された。上述の1946年10月の「戦争罪犯処理委員会対日戦犯処理政策会議」上で決議された、「以德報怨」の

寛大方針と早期終結方針である。これらの方針は同年6月、7月の国共内戦の本格化が影響したこともうかがえるが、会議では、証拠収集の不完全や裁判官などの戦犯処理に対する未熟さなどから、戦犯処罰が当初の趣旨から逸脱する結果を招きかねないという認識、あるいは「一を懲らして百を戒する」という「以德報怨」にも通ずる教育的意識も強く存在しており、こうした冷静な現状認識と戦犯裁判本来の趣旨が、明確な基準が設けられた戦犯裁判条例公布にも反映されたこともうかがえる⁸⁾。

「戦犯問題」では、調査から裁判初期段階においては賠償と同じく連合国の戦犯処理方針にしたがっていた。そして、「以德報怨」の寛大方針が打ち出され、中国法廷の基本原則とされ、更にはその教育的意図、早期終結方針が確認されたのである。

III 戦犯処理に見る対日戦後処理方針の実際

国際情勢に左右され、妥協を重ねていった賠償問題に比べ、戦犯処理方針は比較的安定していた。しかし、実は国民政府内部に異なる方向性を持つ動きがあった。その代表的存在が、対外協調を重視した外交部と対内協調重視の国防部であった。戦時中の調査や戦犯裁判実施準備における連合国との協議では外交部が戦犯処理を主導したが、終戦後、実際に戦犯裁判が国内の軍事法廷として開始されると、国防部の主導に切り替わっていった。しかし、戦犯裁判が国防部主導とはいえ、戦犯容疑者や証人、証拠などの引渡しでは外交部の役割が重要であり、国防部も対外協調を無視することはできず、あるいはできない状況にあった。以下、戦犯処理方針が実際ではどのように機能した

か、特徴的なケースをいくつか紹介しながら分析を試みたい。

1 判決結果

寛大方針が実際に機能したか否か、最も端的に表れるのはその判決結果(表1)であろう。

この結果から簡単に寛大か否かを断定することは難しいが、その甚大な被害にかかわらず、少なくとも他の連合国による戦犯裁判に比べると、重刑(死刑・無期刑)判決および有罪判決の割合が低く、無罪判決の数は多い判決結果であり、寛大方針に沿った判決が下されたといえよう。また、早期終結を目指した中国法廷だが、判決は1946~1947年に集中するなど、迅速に裁判を進めていたことが分かる。無論、こうした結果は全て当初の方針のみにしたがって得られたものではなく、東西冷戦の最前線にあった国際環境や内戦の影響が少なからずあったことがうかがえる。

2 中国法廷の独自性——戦犯裁判条例、法廷の人員

(1) 戦犯裁判条例

中国法廷には、賠償問題に見られるようなアメリカの対日政策への妥協と追従とは対照的に、我が道を行く中国の独自色が見られた。そのことを端的に表しているのが戦犯裁判条例の戦争犯罪の認定基準と法廷の人員である。戦犯裁判条例はそれまでの関連法規の不備を補うべく、特に戦争犯罪の基準と量刑を明確にしたが、そこに中国独自の規定が盛り込まれた。例えば戦争犯罪の認定基準を定めた第2条は以下の通り。

第2条 次のうち一つでも当てはまる者は戦争犯罪人とする。

表1 各国別対日BC級戦犯裁判判決表

| 区分 裁判国 | 件数 | 人員 | 死刑 | 無期 | 有期 | 無罪 | その他 | 備考 |
|-----------|------|------|-------------|------------|------------|------|-----|---|
| アメリカ | 456 | 1453 | 143 (3) | 162 (2) | 871 | 188 | 89 | 死刑中(3)無期刑中(2)は判決確定後の減刑 |
| イギリス | 330 | 978 | 223 | 54 | 502 | 116 | 83 | |
| オーストラリア | 294 | 949 | 153 | 38 | 455 | 267 | 36 | |
| オランダ | 448 | 1038 | 236 (10) | 28 (1) | 705 | 55 | 14 | 死刑中(10)無期刑中(1)は判決確定後の減刑 |
| フランス | 39 | 230 | 63 (37) | 23 (4) | 112 (2) | 31 | 1 | 死刑中(37)無期刑中(4)有期刑中(2)はいずれも未逮捕のための欠席裁判によるもの。 |
| フィリピン | 72 | 169 | 17 | 87 | 27 | 11 | 27 | |
| 中国 | 605 | 883 | 149 | 83 | 272 | 350 | 29 | |
| 合計 | 2244 | 5700 | 984 | 475 | 2944 | 1018 | 279 | |

原注：中国は国民政府。米英豪比の銃殺刑、絞首刑はいずれも死刑、終身刑は無期刑として表示。その他は起訴取下げ、公訴棄却、判決不承認、病氣帰国、逃亡、結果不明等である。
出所：豊田隈雄『戦争裁判余録』(泰生社、1986年)342頁。

- 1 外国の軍人または非軍人で、戦前または戦時に国際条約、国際公約または国際保証に違反し、中華民国への侵略または不法戦争の発動を計画、陰謀、準備または支持した者。
- 2 外国の軍人または非軍人で、中華民国に対する作戦中または敵対行為のあった期間に戦争法規および慣例に違反し、直接的または間接的に暴行を行った者。
- 3 外国の軍人または非軍人で、中華民国に対する作戦中または敵対行為のあった期間またはその事態の発生前に、中華民族の奴隷化、破壊消滅を意図し①殺害、殲滅、放逐行為、奴隷的労働または飢餓状態に陥れる行為②思想を惑わし、コントロールする行為③麻薬の拡散、強制使用または栽培を強要する行為④毒薬の服用または注射の強要し、その生殖能力を消滅させ、政治、種族または宗教上の理由を以て脅迫、虐待、またはその他の不人道的行為を行う者。
- 4 外国の軍人または非軍人で、中華民国に対する作戦中または敵対行為のあった期間に、中華民国または人民に対して、前三条以外の行為を行い中華民国刑事法規により処罰されるべき者。

国際軍事裁判所条例によると、第1項が「平和に対する罪」、第2項が「通例の戦争犯罪」、第3項が「人道に対する罪」にそれぞれ相当するが、第4項の規定によってその認定範囲が非常に広くとられていたことが分かる。また、第2項に関してその具体的行為を規定した第3条は、それまでの連合軍戦争犯罪調査委員会が作成し、調査などに使用された「戦争犯罪一覧表」にいくつか新たな規定を加えたものであるが、第38項に次のような規定が設けられた。

その他戦争法規または慣例に違反する行為、又は軍事上の必要の程度を超えた残虐または破壊行為、又は義務なきことを強制する行為、又は合法的権利の行使を妨害する行為

この場合も一見して「通例の戦争犯罪」の認定基準の拡大を意図したことがわかるが、これらの規定を中国法廷に設けたことは、主にドイツに対して考えられた戦犯処理規定を、中国において全面的に適用することに危惧を抱いていたことがうかがい知れるとともに、それまでの外交部主導の対外協調から一転して、

国防部が中国法廷で中国に対する日本の戦争犯罪を裁く、という独自性を強く押し出したこともうかがえよう。

(2) 法廷の人員

中国法廷では、裁判官、検察官、弁護士、通訳など法廷を構成する人員の外国人の参与を認めなかった。各国の対日BC級戦犯裁判では、専門知識を有する人員の不足により、外国人、特に言葉の問題もあり、日本人弁護士や通訳を現地、あるいは日本からの派遣を要請するなどして、不足を補っていた。中国法廷でも同じように人員不足や言葉の問題が深刻で、被告側から何度も日本人弁護士や通訳の承認を求めている。これに対し国民政府は、弁護士は中華民国律師法にもとづく資格を有し、所在地の法院に登録されているものに限るとし、事実上外国人の参加を排した（戦犯裁判条例第27条）。通訳に関しては、その質の低さのために裁判の進行に支障をきたしているという状況が戦犯処理委員会⁹⁾でも問題視され、その参加が認められたが¹⁰⁾、日本人通訳の参加は確認できない。また、中国法廷と他国の法廷で同一の戦犯容疑者を訴追するケースがあり、フランスやイギリスから中国法廷で裁かれるその同一容疑者の裁判への参加を求められるも、これを拒絶している¹¹⁾。

このように、中国法廷では一切の外国人の参加を認めなかった。他国の法廷では積極的に日本人弁護士などを雇用したが、中国法廷ではこれを行わず、中国人のみで裁判を進めたのである。こうした中国法廷のこだわりは、対内的には日本人戦犯の厳罰を求める国民感情への配慮、対外的には戦時中からアメリカの対日政策へ妥協に妥協を重ねている現状に対し、その独自性を強調することで「四大国」の一国として、中華民国のアジアにおける立場を主張する意志の現れではないだろうか。

3 アメリカへの反発と現実——酒井隆中将、岡村寧次大将の引渡しをめぐって

(1) 酒井隆中将のケース

1946年9月4日GHQは中華民国駐日代表団を通じ、当時中国法廷ではすでに戦犯として死刑判決が下されていた¹²⁾酒井隆中将を証人として東京裁判に出廷させることを中国側に請求した。これに対し国防部はこの請求は日本側弁護団によるものであり、中国側に不利に働くとして、電報の遅れを言い訳にこれを拒否し、死刑を即時執行しようとした。これに驚いた外交部は、国防部、司法行政部および蒋介石に対し、酒井

中将が出廷することは中国にとって何の不利もなく、もしこのことが他国に漏洩すれば国家の威信にかかわると意見し、これを阻止しようとした¹³⁾。しかし国防部はこれを無視し9月13日には死刑を執行した。

このケースは中国政府内部にあった上述の「対外協調」と「対内協調」の二種類の方向性の存在を如実に表している。戦犯裁判が始まると、外交部は戦犯処理に関しては他国との調整や賠償問題などを担当し、裁判は事実上国防部主導であった。しかし国防部がGHQからの請求を拒否し、それどころか言い訳をでっち上げて死刑を即時執行しようとしたことに対し、GHQすなわちアメリカとの関係を良好に保つことが最重要であった外交部はこれに真っ向から反対したのである。

(2) 岡村寧次大将のケース

岡村は1945年9月9日南京において降伏文書に調印し、その後は中国各地の日本官兵善後連絡部（後の連絡班）を統率し、日本軍民の引揚げや戦犯処理に関して重要な役割を担った。この時期、中共側からは戦犯リスト第一号、国民政府からは第7次戦犯リストに挙げられ、世論からも裁判の要求が高まっており、更にはGHQから東京裁判への出廷要請もあった。しかし、政府内部では連絡部などの任務が終了していないことを理由に、裁判を出来る限り遅らせようとしていた。

裁判が進行し拘留所等も改善されていくと、連絡班の主要任務はほぼ終了し、連絡班設置時の条件どおり1946年中に連絡班は解散することとなった。ただし、解散すると岡村は戦犯容疑者となると考えた政府は南京のみに名目上の連絡班を残し、依然任務が残っているという形をとり、岡村をかばおうとしていた¹⁴⁾。政府内部、特に上層部軍人たちは岡村の審理を遅らせ、無罪放免にしようとして画策していたのである。たとえば、1946年7月9日当時の軍政部長陳誠は蒋介石に次のように具申している。

岡村は中国派遣軍司令官として部隊を率い殺戮暴行等の罪を犯し、第7次日本戦犯名簿に挙げられている。(中略)岡村は奸匪(筆者注:中共軍)が攻め込み、争って接收しようとした時(中略)中央の命令を遵守貫徹し、接收を拒絶、防衛にあたった。そして各地の連絡を確保したので国軍の接收は順調に進み、その後も日本官兵に対しての全ての処置に関し命令に服従している(中略)功績は大きく、その功罪を考慮し寛大な処置を行い、情けを示すこと

は理にかなっているでしょうか。

これに対し蔣は「許可するが、国際関係及び法廷に対し他の手続きが必要か否か明らかにしてから発表を許可する」¹⁵⁾と返答している。

その後、1946年中に各地連絡班は解散し、南京連絡班のみ7人の日本人と共に残されることになった(岡村はこれを第二連絡班と称している)¹⁶⁾。この連絡班は当初6月までの期限であったが、再び延期されている。1947年5月19日当時国防部長であった白崇禧は蒋介石に次のように具申している。

戦後日本に関する問題を処理するにあたり、国際情勢及びアメリカの対日政策を鑑みて、私は岡村等日本高級軍人の処刑と運用について研究が必要であると感ずる。故にこの岡村の処置問題に対し、実情を考慮し、法理を尊重し二種の方法を立案致します。

一、減刑策 岡村寧次を軍事法廷において裁き一旦懲役に処し、後に閣下による特赦減刑を行う。本方法は法理を尊重するだけでなく、間違った見解を正すため投降時の武装解除の功を償い、中国の寛大さを示すことができる。一挙両得の策である。

二、引き伸ばし策 日本官兵善後連絡班の設置時期をとりあえず本年末まで延長する。そして引き続き岡村を保護できるようにし、国際情勢の変化によって再び方法を定める。¹⁷⁾

二の方法が蒋介石により承認されると、先ず連絡班の解散が同年11月まで引き伸ばされることになった。その後予定どおり11月には南京に残っていた連絡班は岡村を除き解散したが、岡村の処遇に関して1948年1月19日再び白崇禧が蒋介石に以下のように具申している。

連絡班は36年11月末に解散、現在該班班長岡村寧次は昨年10月初旬肺結核に倒れ、今尚治癒しておらず、如何処置すべきか次の方法を立案しました。

一、主席の寛大処理原則及び東京裁判の進捗状況と国際情勢の変遷と合わせ、日本連絡班の名義を戦犯処理工作の完成まで(本年4月頃)保留し岡村を引き続き連絡班長に任じ、南京において療養させ、本年3月連合軍軍事法廷終結の状

況に応じて再び適当な処置を行う。

二、連絡班を終結させ、岡村寧次を上海本部戦犯監獄附属病院に移送治療を行い、拘禁をしばらく見合わせる。¹⁸⁾

これに対し蔣は一の方法を採用、実行に移されることになった¹⁹⁾。

その後岡村が上海で療養を続ける中、中国法廷が終りに近づいたため、ついに岡村の審理が開始されることになった。ただし、事前に岡村に対し当時国防部長であった何応欽から「法廷では病状に応じて斟酌する筈」あるいは「蔣総統も（中略）軽く処断するよう指示された」等の内容が知らされており²⁰⁾、形式的な裁判であった。さらに8月23日の第1回公判後第2回公判まで5カ月間空けられており、1949年1月26日ようやく無罪の判決が下されている。これに先立ち1948年11月12日に東京裁判の判決が下されていることから、第1回公判は世論の要求に対し裁判を実施し、第2回公判は国際情勢、すなわち東京裁判の終結を待って行われたことは想像に難くない。

その後岡村は内地服役で帰国が決まった戦犯と共に1949年1月30日に上海から帰国した。各地法廷の審理の遅れによって中国法廷は予定していた期限に間に合わず、最終的な裁判の終結は岡村1人の処遇のために出来る限り引き伸ばされたのである。

以上のように岡村に対して破格の待遇を以って処していたことがわかる。特に軍上層部は世論の岡村の裁判を求める声、あるいはGHQからの東京裁判への証人としての出廷要請をことごとく連絡班の任務、または病気を理由に最後までかばい続けたのである。この理由として迅速な引揚げを成功させた功績や寛大政策を挙げているが、それ以上に当初は岡村との個人的な関係、そして国民政府の国内・国際的地位が危うくなってからは、対日・対米関係などが作用していたことがうかがえる。例えば、上述の各具申によれば、当初「以德報怨」の寛大政策を唱えた白崇禧だが、この段階では明確に対米関係を見越した日本の高級軍人に対する処理を考えていたことがうかがえる。

酒井のケースや岡村の初期のケースでは、世論の配慮などからも中国の独自性を強調したい国防部の方針が見られるが、1948年頃から劣勢に立たされていた内戦とアメリカの対日政策の転換という厳しい現実を前に、賠償方針ほどではないにせよ、戦犯処理でも妥協を余儀なくされていたことがうかがえる。

4 アメリカへの妥協

戦犯処理に直接関連するケースではないが、アメリカとの戦犯引渡し交渉においてアメリカへの妥協を示すケースがある。すなわち、駐華米軍による戦犯等の引渡しに関する交渉である。アメリカは上海でも対日戦犯裁判を行ったが、中国での裁判にもかかわらず対象がアメリカ人に対して暴行虐殺を行った日本人であったという点で異例の裁判であった。連合国の領土内で他国により他国の戦犯裁判が実施された例は他には無いと思われる。1946年2月に行われたこの裁判では、漢口で墜落したアメリカ軍爆撃機の飛行士3名を虐殺した日本軍兵士18名について審理しているが、この際、裁判の調査のためアメリカ側は中国政府を經由せず各地方政府に戦犯容疑者および証人・証拠の引渡しを請求し、また直接戦犯容疑者を逮捕した²¹⁾。この他にも台湾で安藤利吉大將など55名を逮捕、上海でアメリカ人3名を逮捕、中国国内で拘留していた容疑者をマニラに移送、などの行為を全て中国中央政府を經由せずに行った²²⁾。

このようなアメリカ側の行為は、中国側にしてみれば国家の主権に関わる問題であったが、相手がアメリカということもあり、その対策が慎重に練られた。アメリカ側の主張によると、戦後1945年10月9日に重慶において米中間の戦争犯罪処理に関する口頭での約束が交わされており、それによると、「米中両国は互いに自国に対して罪を犯した戦犯を引き渡す。米中両国は戦犯の逮捕拘留を実行できるものとし、さらにアメリカは上海に軍事法廷を設置しアメリカに対して罪を犯した日本人戦犯およびナチス戦犯を裁判できる。また、米中軍事当局は戦犯の逮捕引渡しに対して、互いに協力し迅速に戦犯処理を行う」²³⁾ことなどについて決定していた。口約束ながらアメリカ側は上海での戦犯処理に関する交渉は完了しているとみなし、さらにアメリカ側はこの裁判は依然として戦争状態であること、あるいは平和状態を迎えていないことから、アメリカ軍の軍事行動の一つに過ぎない、とも主張した²⁴⁾。

これに対し中国側は、中国国内において中国政府の許可無しでアメリカ軍により戦犯容疑者を逮捕したり、地方政府に直接戦犯容疑者および証拠・証人の引渡しを要求することは、国家の主権を脅かすものであり、引渡しの交渉は正式な外交ルートを通じて行うべきであると、その原則について確認した。しかし、本来は戦犯引渡し協定²⁵⁾に依ればこのような約束は適用されないが、上述の口頭での約束あるいはアメリカと

の関係もあり、この事態を先例としないよう特殊な例として次のような妥協案を提示するに至った。

一、アメリカ人に対して犯罪行為のあった戦犯に限り、駐華米軍より現地軍警察機関に通知し逮捕することができる。協力により逮捕された後に、米軍司令部から国防部に引渡しの申請が行われ、米軍はこれを逮捕することができる。二、米軍戦犯裁判の軍事法廷は、米軍の駐華期間中は中国国内で戦犯裁判を実施することができる。三、非敵国戦犯の逮捕引渡しは正式な外交ルートを通して行わなければならない。²⁶⁾

なぜこのような事態に陥ったのだろうか。アメリカの対日戦犯裁判に関する命令系統が他の国とは大きく違い、また上述の協定に非協力的であったことがその一因であろう。アメリカの対日戦犯裁判は、アメリカ大統領が各方面軍司令官に対して裁判に関しての全てを委任していたため、各司令官の判断に任せられBC級戦犯裁判（横浜、上海、マニラ）が行われていた²⁷⁾。それにより法廷毎に裁判規定が異なるということになり、上海では軍関係者のみで交渉を進めるという事態につながったことがうかがえる。中国政府は今後同様の事態に陥らないように注意を払いつつ、協定の基本原則を脇によせてアメリカ側には妥協したのである。ここでも対米関係には最大限の注意を払わざるを得ない中国の厳しい立場をうかがうことができる。

IV 戦犯問題と日華平和条約

1949年から50年代に入ると、戦争状態の解除、戦後処理の終結を意味する平和条約締結に向けて、国民政府の対日戦後処理方針は日本や中国をめぐる国際情勢にいっそう翻弄されていった。この時期、新中国の成立（1949年10月）、中ソ友好同盟相互援助条約締結（1950年2月）、朝鮮戦争勃発（1950年6月25日）という激動の国際情勢によって、特にアメリカの対日政策の転換、すなわち中国重視から日本重視への転換によって、国民政府は窮地に立たされ、大陸の実効支配を失っていた国民政府は正統政府としての地位を維持することに力を注いだ。しかし、ここに至っても戦後処理の二つの軸は異なる動きを見せていた。

1 賠償問題と対日平和条約

終戦から一貫して賠償の実施を強く求めてきた国民

政府だったが、この時期になると、国内・国際情勢ともに、それを転換せざるを得ない状況に陥っていた。アメリカの対日政策の転換、特に講和締結実現に向けた「対日講和七原則」（1950年9月）の「無賠償原則」の提唱は国民政府にとって到底受け入れられないことだった。しかし、当時アメリカの重要なパートナーだったイギリスが早々に新中国を承認（1950年1月）したことなどもあり、正統政府として講和へ参加することすら危ぶまれる状況にあり、賠償請求の放棄を他国も共に賠償を放棄すること、という条件付きで認めるに至った（1950年11月）。ところが、ここに至り対英・対日関係を最重視するアメリカは、イギリスの立場を考慮し、「中国」のどちらの政府も講和会議に招請しないという「ダレス・モリソン合意」（1951年6月）を妥結してしまい、更にはその後の単独講和をどちらの「中国」政府と締結するかについては日本政府に委ねることとされ、最大の被害を蒙った「中国」が講和に参加できず、そればかりか敗戦国日本が、戦勝国を選ぶという史上稀に見る「妥協」となった²⁸⁾。こうして、賠償請求放棄の決定は柵上げとなり、日本との単独講和に交渉が移っていった。

日本との単独講和交渉において賠償問題は焦点のひとつとなった。当初国民政府はサンフランシスコ講和条約での賠償条項（第14条、役務賠償）の適用を求めるも、日本側は国民政府の寛大政策とすでに賠償放棄を宣言していることを盾に取り、これを完全に突っぱね、飽くまで賠償放棄、サンフランシスコ講和条約で締結された「役務賠償」すら放棄する、完全な賠償放棄を求めた。これに対し、国民政府はサンフランシスコ講和条約と同じ条件での締結を模索するも、40日間にも及ぶ条約交渉で最後には賠償放棄を認めるに至ったのである。

2 戦犯問題と対日平和条約

中国法廷は、1949年1月26日の岡村寧次への無罪判決を最後に閉廷し、その4日後の1月30日には、有罪判決が下された日本人戦犯251名と無罪判決の数名が日本に返され、そのまま巣鴨拘置所に移管された。この内地服役の実現後、管轄権が問題とされた。すなわち、再審・減刑および釈放等の請求、あるいは実行の際、国民政府とGHQのどちらが担当するかという問題である。中国側は「管轄権は当然中国側に在るものだから再審、減刑等訴願は当代表団に提出」²⁹⁾すべき、と主張しながらも、「中国代表団には現在之等を再審する人員も機構もなく、再審のためには再び

中国に送還して中国法廷で之を行う外なく、之等の措置を当面行うことは中国国内事情もあり相当機微な問題³⁰⁾であるとも述べた。つまり、訴願は受け付けるが、実行は難しいということであった。

こうした国民政府の実情から GHQ 法務局は日本側に対して、秘密裏に次のように発言した。「GHQ は今回巣鴨に移送された中国よりの戦犯者に関し、一切の管轄権をとる意図にある。彼等の管理が第八軍所管の巣鴨拘置所に移された以上、その身分の変動については GHQ が全面的に管轄権を持つことが当然であると考え。右は審査釈放に関する事項をも含み減刑等もこれを行うかどうかは分からないが GHQ の管轄に属する。嘆願書もすべて SCAP (筆者注: Supreme Commander for the Allied Powers = 連合軍最高司令官) に提出すべきで、右は今後中国側には転送しない考えである。」³¹⁾これらの異なる二国間の主張に対して日本側は、「正式の嘆願書は GHQ 法務当局の言明通り SCAP 宛に提出するにしても、中国側が前述の通りに主張しておる関係もあり問題を円滑に進める為には、同時に中国代表団に対し嘆願書の写しを送付する等非公式ながら緊密な連絡を保って実際効果をあげるようにすべき³²⁾という方針に基づき対処した。つまり、管轄権は表面的には中国側にあるとしながらも、実際には GHQ が管理していたのである。

このことは、中国法廷で裁かれた戦犯の管轄権が、平和条約締結前に事実上すでに国民政府の手から離れていたことを示しており、実際に平和条約締結前に仮出所が GHQ の判断で実施され、サンフランシスコ講和条約第 11 条で戦犯の管理について明確な規定が設けられるまでに、中国法廷関係では 128 名が仮釈放された³³⁾。

このような状況が示すとおり、また、自ら認めるように、国民政府にはすでに戦犯処理(この場合、仮出所や釈放などの手続き)を続ける余裕がなかったことがうかがえる。更には、当時東京裁判はすでに終結し、中国法廷も閉廷、服役囚は巣鴨に移管しており、加えて国民政府自体が大陸に存在していないという現状から、サンフランシスコ講和条約にしても、日華平和条約にしても、実利を得られるかもしれない、あるいは正統政府の意地を誇示できるかもしれない賠償問題に力が注がれ、戦犯問題に関してはトーンダウンが見られた。

実際、日華平和条約に至る交渉段階において、戦犯問題に関する議題は非常に少なかった。第 5 回非公式会議において、国民政府側の第一次草案中に、サンフ

ランシスコ講和条約第 11 条(戦争犯罪に関する規定)と同様の条項が設けられていたことに対し、日本側はすでに東京で服役しており、特赦を行う予定もなく、継続していくので、敢えて条項を設ける必要はない、と削除を求めた³⁴⁾。これを国民政府は保留したが、(その後会議で議題にのぼったことは確認できず)、結局条約から省かれ、第 11 条で次のように規定された。

この条約及びこれを補足する文書に別段の定めがある場合を除く外、日本国と中華民国のとの間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする。³⁵⁾

つまり、条項が設けられなかった戦犯問題に関しては、相当規定であったサンフランシスコ講和条約第 11 条による、ということである。さらに、日華平和条約議定書 1 (c) で特に次のように規定された。

サン・フランシスコ条約第十一条及び第十八条は、この条約の第十一条の実施から除外する。³⁶⁾

この議定書の解釈については、1952 年 4 月 27 日の第三回正式会談において確認されている。

河田烈全権代表「私の了解するところでは、これらの戦争犯罪人の運命は議定書 1 (c) によって、全くわが政府の手中に任されているものである。私の了解は正しいか。」³⁷⁾

葉公超全権代表「しかり、その了解は正しい。」³⁸⁾

こうして戦犯問題は日華平和条約では完全に外され、上述の当初の日本側の戦犯服役継続という認識すら消え去り、その間の経緯は不明だが、最終的に国民政府は公式に上述の戦犯の管轄権を放棄したのである。そして、戦犯問題の規定があったサンフランシスコ講和条約の発効(1952 年 4 月 28 日)とともに、実は服役囚の仮出所、釈放がかえって困難となったのに対し、管轄権を放棄した中国法廷の服役囚は、8 月 5 日の日華平和条約発効と同時に全員釈放されたのである。

この時期の戦後処理方針を見ると、賠償問題に比して戦犯問題があたかもすでに既決の問題として取り扱われていることがうかがえる。確かに国民政府をめぐ

る情勢が予断を許さない非常に厳しい状況にあり、優先順位としては未決の賠償問題などに集中し、戦犯問題は捨て駒として妥協したのは自然な成り行きだったかもしれない。しかし、管轄権の放棄という行動は、それまでの戦犯処理方針、戦犯処理そのものを否定するようなものであり、戦犯処理の不徹底さを日本人に印象付けてしまったのではないだろうか。

V おわりに

以上のように、戦後処理方針の二大軸、賠償問題と戦犯問題の展開が大きく異なっていたことが分かる。賠償問題は、戦時中から妥協の結果実物賠償という形になり、更には実施について具体的な規定がない非常に曖昧な方針であった。しかし、国民政府は、よく言われるような寛大政策＝賠償請求放棄という単純な経緯ではなく、賠償の実現を目指し、非常に粘り強くアメリカと交渉を続けた。ところが、アメリカの対日政策が一転してしまい、自らの地位を守るべく賠償請求を放棄するに至った。これに対し戦犯問題では、やはりアメリカへの配慮が見られるにしても、「以德報怨」を寛大方針の原則とし、中国の独自性を前面に押し出し、アメリカなど連合諸国からのさまざまな要求を拒絶し外国人を排除するなど、「中国による戦後処理」という姿勢が見られた。劣勢に立たされた戦後の対米・対日関係の中で、独自の戦後処理方針が貫かれた数少ない事例といえよう。

しかし、国民政府が大陸の実効支配を失い台湾へ移り、一方大陸では新中国が成立し、ソ連と同盟条約が締結すると、アメリカは中国での安定した民主的政権樹立をあきらめ、日本復興がいよいよ急務となり、戦勝国そして四大国の一国としての国民政府の立場は非常に厳しい状況にあった。この窮地が「賠償問題」と「戦犯問題」の戦後処理二大方針を妥協・挫折させ、ともに放棄する結果となり、日華平和条約交渉では、戦勝国と敗戦国というよりは、同等のあるいは逆に日本側が有利な立場にあるような、異常な状況に陥ったのである。

戦犯処理における対日戦後処理方針について総じて見ると、賠償問題などで妥協を重ねた現状による世論の反発やそれに比例して増大する中共の勢力を抑える必要があり、実際に中国国内で実施できる、あるいは実施している事実があった戦犯処理方針について、国防部によって中国の独自性が色濃くされ、中国独自の対日戦後処理となっていく傾向もうかがえる。他

方、戦犯処理にも外交部を中心とする対外協調路線が存在したが、国内・国際情勢の悪化以前には、対外的に譲歩できる部分、できない部分で柔軟に対応していたのである。

本論では、対日戦後処理方針や平和条約交渉において賠償問題のみに重点が置かれて語られがちな現状に対し、もうひとつの戦後処理方針である戦犯処理方針に焦点をあて、方針の展開とその位置付けについて考察した。しかし、自身の根本にあるテーマ、すなわち歴史認識問題の原点としての戦犯処理についてはほとんど触れることができなかった。ただ、賠償問題、あるいは戦犯問題は、国民政府の置かれた状況を鑑みれば「放棄」という選択しかなかったかもしれないが、寛大方針や教育的意図をもって実際に実施された戦犯処理を、政治的配慮によってのみ放棄したことは、戦犯処理の否定のみならず、日本の中国における行為の肯定にすら結びつくような、国民政府の戦犯処理の最後にして最悪の選択ではなかったか。今後は、こうした戦犯処理の不徹底についてさらに検証するとともに、日本の歴史認識への影響について考察を進めていきたい。そのためには、日中間のみならず、中国と米英、日本と米英間の戦後処理についても合わせて見ていく必要があり、今後の研究課題としたい。

注

- 1) 戦犯裁判に関する研究としては、林博史『裁かれた戦争犯罪』(岩波書店、1998年)、『BC級戦犯裁判』(岩波新書、2005年)および伊香俊哉「中国国民政府の日本戦犯処罰方針の展開」(上)(『戦争責任研究』第32号、33号、2001年)、拙稿「被侵略国による対日戦争犯罪裁判——国民政府が行った戦犯裁判の特徴——」(『中国研究月報』645号、2001年)、「中国国民政府による対日戦犯裁判の問題点——内田元陸軍中将の裁判を中心に——」(『現代中国』76号、2002年)、「戦犯と漢奸のはざままで——中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人——」(『アジア研究』49巻4号、2003年)などがある。
- 2) ①便宜上中国国民政府の対日戦犯裁判を「中国法廷」と呼ぶが、中華人民共和国による対日戦犯裁判はここに含まない。したがって「中国法廷」について論じている場合、「中国」は特に記さない限り「国民政府」を指す。
②正確性を期するために出来る限り実名を使用する。
③その他固有名詞等は資料的価値のために当時の呼称を使用する。
④日本語資料の片仮名表記は便宜上平仮名表記に変換する。
⑤階級などは原則として終戦時のものを使用する。
⑥中国語および英語資料の訳文は特に記したものを以外は筆者による。
⑦原資料は次のように記す。
・国史館外交部檔案→外交 [0881]
外交部檔案は特に記したものを以外は目録号 [172-1] に

- 属すもので、文中では「案巻号」(ファイル番号)のみを記す。
- ・国史館司法行政部檔案→司行 [151/0888]
司法行政部檔案は目録号 [151] および [154] に属すもので、文中では [目録号/案巻号 (ファイル番号)] を記す。
 - ・国史館行政院檔案→行政 [34/1032]
 - ・国史館国民政府檔案→国民 [56/2345]
以上檔案は「縮影号」(マイクロフィルム番号) を使用し、[マイクロフィルムリール番号/ファイル番号] を記す。
 - ・国防部史政編訳局「国軍檔案」→国軍 [0188.81]
国軍檔案は分類番号 [013.81] に属すもので、文中ではファイル番号のみを記す。
 - ・国民党中央委員会党史委員会→党史会
 - ・中国第二歴史檔案館所蔵資料→二檔
 - ・外務省外交史料館第14次公開→外務14次
 - ・偕行文庫所蔵「井上忠男」資料→井上資料
 - ・ファイル名中の「■」は読み取り不能を表す。また、外交史料館所蔵のファイル名中の「■」は伏字を表す。
- ⑧中国法廷の関連法規などは特に記さない場合、原資料および法務大臣官房司法法制調査部編「戦争犯罪裁判関連法令集 III巻」による。
- 3) 蔣中正總統檔案「革命文献 戡乱時期(處置日本)上 第52冊」(国史館所蔵) 56～59頁。
 - 4) 「戦争罪犯處理委員会対日戦犯處理政策會議紀錄」(行政 [58/1487-1498])。なお、伊香俊哉「中国国民政府の日本戦犯処罰方針の展開(下)」(『戦争責任研究』第33号, 2001年) 72頁で述べられている政策會議の資料が外交部檔案となっているが、全く同じ會議紀錄である。また中華民国外交問題研究会編『中日外交史料叢編(七) 日本投降與我国対日態度及対俄交渉』(党史会, 1995年) にも同様の記録が収録されている。
 - 5) 同上。
 - 6) 川島真「歴史学からみた戦後補償」(『共同研究 中国戦後補償』(明石書店, 2000年) 所収) を参照。
 - 7) 以上アメリカの賠償政策については、殷燕軍『中日戦争賠償問題』(お茶の水書房, 1996年) 165頁。
 - 8) 「戦争罪犯處理委員会対日戦犯處理政策會議紀錄」(行政 [58/1487-1498])。
 - 9) 戦犯処理を統括していた組織。各省庁の次長クラスが参加。
 - 10) 「戦争罪犯處理委員会第37次常会會議紀錄」(外交 [0895] 『戦争罪犯處理委員会會議紀錄案』)。
 - 11) 1946年9月11日「關於法使館請求派員參預審訊越南日戦犯一節似難同意復請查照由」(外交部檔案, ファイル番号等不明), および1946年10月2日国防部第二庁代電「復英方欲派檢察官参与審訊戰犯磯谷案本部意見」(外交部檔案, ファイル名等不明)。
 - 12) 1946年8月27日国防部審判戰犯軍事法廷で死刑判決が下されている。
 - 13) 1946年9月7日国防部・司法行政部宛, タイトル無し, および1946年9月11日蔣主席宛「擬請準駐日盟軍總部之請令酒井隆中将赴日出席作証」(共に外交部檔案, ファイル名等不明)。
 - 14) 稲葉正夫編『岡村寧次大将資料 戦場回想篇』(原書房, 1970年) 140～141頁。
 - 15) 前掲「革命文献 戡乱時期(處置日本)上 第52冊」166頁。
 - 16) 前掲『岡村寧次大将資料 戦場回想篇』143頁。
 - 17) 前掲「革命文献 戡乱時期(處置日本)上 第52冊」221頁。
 - 18) 同上271頁。
 - 19) 同上。
 - 20) 前掲『岡村寧次大将資料 戦場回想篇』117頁。
 - 21) 1946年2月28日外交部駐滬辦事處, タイトル無し(外交部檔案, ファイル名等不明)。
 - 22) 1946年7月1日外交部長王世杰發行政院宛「關於逮捕引渡戰犯由外交途逕辦理各級地方官署不得與請求國逕行洽辦呈請通令全国一体遵照由」(行政 [58/1619-1621])。
 - 23) 1946年9月27日「美軍在華逮捕引渡及審訊戰犯問題討論會議紀錄」(外交部檔案, ファイル名等不明)。
 - 24) 1946年9月25日外交部編「美軍在華逮捕引渡及審判戰犯及其他人犯參考案件」(外交部檔案, ファイル名等不明)。
 - 25) 連合国間での戦犯および関連証拠の引渡しについて定めた協定。具体的な制定日時は不明だが、戦前には制定されていた。
 - 26) 1946年11月「照会」(1946年8月19日付け駐南京アメリカ大使館口上書に対する外交部の返答)(行政 [58/1641-1642]) および1946年12月11日行政院訓令「關於美軍在我国逮捕引渡戰犯案」(行政 [58/1645-1648])。
 - 27) 小菅信子・永井均訳『GHQ 日本占領史 BC 級戦争犯罪裁判』(日本図書センター, 1996年) 4～5頁。
 - 28) 殷燕軍『中日戦争賠償問題』223～225頁などを参照。
 - 29) 「本邦戦争犯罪人関係雑件(9) 戦犯釈放者関係“中国戦犯内還者の管理権に関する件”」(1949年3月15日, 調査局第5課豊島領事)(外務省外交史料館所蔵)。
 - 30) 同上。
 - 31) 同上「“法務局ウィロビー少佐との会談に関する件”」(1949年3月11日, 第三部戦争犯罪課調査課)(外務省外交史料館所蔵)。
 - 32) 「本邦戦争犯罪人関係雑件(9) 戦犯釈放者関係“中国戦犯内還者の管理権に関する件”」(1949年3月15日, 調査局第5課豊島領事)(外務省外交史料館所蔵)。
 - 33) 内海愛子「平和条約と戦犯の釈放」(『年報日本現代史 講和問題とアジア』, 現代史料出版, 1999年所収) 157頁。
 - 34) 秦孝儀編『中華民国重要史料初編——対日抗戦時期 第七編 戦後中国(四)』(1981年9月, 中国国民党中央委員会党史委員会) 850～852頁。
 - 35) 山本草二編『國際条約集』(有斐閣, 1998) 690頁。
 - 36) 同上690頁。
 - 37) 「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件“第十六回国会における戦犯問題に関する資料”」(1953年6月5日, 大臣官房戦犯室)(外務省外交史料館所蔵), および中華民国外交問題研究会編『中日外交史料叢編(九) 中華民國對日和約』(中國國民黨中央委員會黨史委員會民國八四年) 327～328頁。
 - 38) 同上。